

平成 26 年度 環境省関係税制改正(投資減税関連等)について

平成 25 年 10 月

1. 投資減税関連

(1) ノンフロン製品の普及・拡大のための軽減措置の創設

【固定資産税関連】

固定資産税について、以下の措置が講じられることとなった。

[民間投資活性化等のための税制改正大綱(平成 25 年 10 月 1 日自由民主党・公明党)。以下「大綱」という。] 15 頁]

五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

(地方税)

〔新設〕

3 ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間価格に 4 分の 3 を参酌して 3 分の 2 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間に限り講ずる。

【法人税・所得税・法人住民税・法人事業税関連】

生産性の向上につながる設備投資を促進するための「生産性向上設備投資促進税制」が創設されることとなり、ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)については、当該税制において以下のとおり措置されることとなった。

第一 基本的考え方

〔大綱 4 頁〕

4 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

ノンフロン製品や省エネ改修、温暖化対策に資する設備への投資については、エネルギー効率の向上により生産性の向上につながるものであることから、生産性向上設備投資促進税制の対象とすることとする。

(2) 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設（法人税、所得税、法人住民税、法人事業税）

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

(3) 既存の事業用建築物の省エネ改修を行った場合の税制上の措置の創設（法人税、所得税、法人住民税、法人事業税）

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

(4) 使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る軽減措置の創設（法人税、所得税、法人住民税、法人事業税）

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

(5) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車（オフロード車）に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

固定資産税について、以下の措置が講じられることとなった。

[大綱 16 頁]

**五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応
（地方税）**

[新設]

4 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、平成26年4月1日から、同法に基づき、特定特殊自動車の定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間（定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずる。

(参考)「生産性向上設備投資促進税制」については、大綱において以下のとおり盛り込まれた。(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税関係)

[大綱 6 頁]

一 民間投資の活性化

(国税)

[新設]

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、同法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（仮称）に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の 50%（建物及び構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の 4%（建物及び構築物については、2%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20%を上限とする。

なお、産業競争力強化法の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をしたものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の 5%（建物及び構築物については、3%）の税額控除との選択適用ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 上記の措置は、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができることとする。

(注 2) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しない。

(注 3) 生産性向上設備等とは、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するものをいう。

(注 4) 先端設備とは、先端性に係る設備要件を満たす次の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目
機械装置	(限定なし)
工具	ロール
器具備品（ホについては、中小企業者等が取得等をするものに限る。）	イ 陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)

	ホ 電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ 試験又は測定機器
建物	断熱材及び断熱窓
建物附属設備	イ 電気設備（照明設備を含む。）のうちその他のもの ロ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ アークード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） ホ イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）
ソフトウェア（中小企業者等が取得等をするものに限る。）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

なお、先端性に係る設備要件は、次の①及び②のいずれにも該当することとする。

- ① 最新モデル（機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内に、それぞれ販売が開始されたもので最も新しいモデルをいう。ただし、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む。）であること。
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するものであること。

ただし、機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置における上記①は、10年以内に販売が開始されたもので最新モデル及びその最新モデルの1つ前のモデルとし、ソフトウェアには、上記②は付さないこととする。

（注5）生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいう。

なお、生産性の向上に係る要件は、投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等にあつては、5%以上）であることとする。

（注6）一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ③ 建物、建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ④ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの（一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上のものを含む。）

（地方税）

[大綱9頁]

[新設]

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、中小企業者等が、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（仮称）に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその中小企業者等の事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用する。

二 中小企業対策

(国税)

[新設]

1 生産性向上設備投資促進税制（再掲）

(1) 先端設備について、中小企業者等は、器具備品のうち電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。）及び一定のソフトウェアを対象とする（所得税についても同様とする。）。

(注) 機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、要件を緩和する。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備における生産性の向上に係る要件について、中小企業者等は、投資計画における投資利益率が5%以上（中小企業者等以外の法人にあっては、15%以上）であることとする（所得税についても同様とする。）。

[延長・拡充]

1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、中小企業者等が同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等（仮称）に該当するものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（現行30%の特別償却）ができることとする。

なお、中小企業者等（現行 特定中小企業者等）にあっては、その特別償却とその特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものの取得価額の7%（特定中小企業者等にあっては、10%（現行7%））の税額控除との選択適用ができることとし、税額控除における控除限度超過額は、1年間の繰越しができることとする。

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は繰越控除ができることとする。

(注2) 中小企業者等とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

(注3) 特定中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

2. 研究開発税制関連

(1) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（法人税、所得税、法人住民税）

研究開発税制については、大綱において以下のとおり盛り込まれた。

[大綱 8 頁]

一 民間投資の活性化

(国税)

[延長・拡充等]

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、制度の適用期限を 3 年延長する（所得税についても同様とする。）。

青色申告書を提出する法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の 5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に 30%（増加割合が 30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

(注 1) 増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいう。

(注 2) 増加割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

(地方税)

[大綱 9 頁]

[延長・拡充等]

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を 3 年延長する。

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の 5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に 30%（増加割合が 30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

(参考) 環境省関係の設備投資に係る税制措置について

国税(法人税・所得税)

【生産性向上設備投資促進税制の創設】

→ 「先端設備」の導入が対象要件

- ・ 最新モデルかつ取得価額が一定額以上の「機械及び装置」等を幅広く対象
- ・ 一定の生産性向上(生産量、エネルギー効率等)を満たすこと

≪以下の税制要望において想定していた対象設備については、実質上、対応された≫

【ノンフロン製品の普及・拡大のための軽減措置の創設】

- 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用設備

【温暖化対策推進法に基づく指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設】

- 高効率照明(LED等) ○高効率ボイラー 等

【使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る軽減措置の創設】

【建築物の省エネ改修に係る軽減措置の創設】

地方税(固定資産税)

【ノンフロン製品の普及・拡大のための軽減措置の創設】

- 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵設備

【排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る軽減措置の創設】

- 公道を走行しない建設機械、フォークリフト 等